

甲事件：平成19年（行ウ）第32号

次回期日 11月9日

乙事件：平成20年（行ウ）第3号 設楽ダム公金支出差止等請求事件

原告 甲事件 市野和夫 外167名 乙事件 市野和夫 外7名

被告 甲事件 愛知県知事 外1名 乙事件 愛知県知事

第12準備書面（請求の趣旨の整理）

平成21年10月29日

名古屋地方裁判所

民事第9部 御中

原告ら代理人 弁護士 在 間 正 史

同 弁護士 原 田 彰 好

同 弁護士 竹 内 裕 詞

同 弁護士 樽 井 直 樹

同 弁護士 白 川 秀 之

同 弁護士 濱 蔦 将 周

同 弁護士 魚 住 昭 三

同 弁護士 笠 原 一 浩

同 弁護士 籠 橋 隆 明

原告ら復代理人 弁護士 吉 江 仁 子

同 弁護士 若 山 哲 史

請求の趣旨の整理

請求の趣旨

甲事件

1 被告愛知県知事は、設楽ダムについて河川法第8条に基づいて愛知県が河川法第60条第1項の規定により負担する建設費用の負担金のうち、洪水調節および流水正常機能維持に係る負担、かんがいに係る負担のうちの特定多目的ダム法第10条第1項に基づく流水の貯留を利用して流水をかんがいの用に供する者の負担金を除いた負担について、支出してはならない。

2 被告愛知県公営企業管理者企業庁長は、設楽ダムについての建設費用の負担金のうち、水道用水に係る特定多目的ダム法第7条に基づくダム使用权設定予定者の負担について、支出してはならない。

乙事件

3 被告愛知県知事は、設楽ダムについて河川法第8条に基づいて愛知県が河川法第60条第1項の規定により負担する建設費用の負担金のうち、愛知県が収納する特定多目的ダム法施行令第10条第2項で定める特定多目的ダム法第10条第1項の規定する流水の貯留を利用して流水をかんがいの用に供する者の負担金について、支出してはならない。

4 訴訟費用は被告らの負担とする。

との判決を求める。